

第 1 章

概 説

1 大気汚染に係る環境基準

(1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準については、これまで二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質の6物質について次のとおり定められている。

表 1-1-1 大気汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(2) 評価方法

環境基準による大気汚染の状況の評価については、次のとおり取り扱うこととされている。

ア 短期的評価（二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、1 時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価している。

イ 長期的評価

(ア) 二酸化窒素及び微小粒子物質

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目（例えば、年間有効測定日が 350 日の場合には 343（＝350×0.98）番目）に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。

(イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値（例えば、年間有効測定日が 335 日の場合には 7（＝335×0.02、四捨五入）個の測定値）を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

(ウ) 微小粒子状物質

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間 98 パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1 年平均値及び 98 パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

(3) 測定方法

測定方法については、次の方法によることとされている。

ア 二酸化窒素（ NO_2 ）

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法によることとされている。ただし、後者の方法については、平成 8 年 10 月に追加されたものである。

なお、昭和 53 年度にザルツマン係数等の改定が行われており、本報告書で用いた昭和 52 年度以前の数値は、当該改定に伴う数値処理を行ったものである。

イ 浮遊粒子状物質（SPM）

標準測定法としてはろ過捕集による重量濃度測定法が定められているが、連続測定が著しく困難であるため、この方法により得られる重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法により測定が行われている。

なお、光散乱法による測定結果の評価に当たっては、標準測定法による測定値と光散乱法による測定値との比（F 値）を用いて、指示値を重量濃度へ換算することとされている。

ウ 光化学オキシダント（ O_x ）

中性ヨウ化カリウムを用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法によることとされている。ただし、紫外線吸収法及び化学発光法については、平成 8 年 10 月に追加されたものである。

エ 二酸化硫黄（ SO_2 ）

溶液導電率法又は紫外線蛍光法によることとされている。ただし、後者の方法については、平成 8 年 10 月に追加されたものである。

オ 一酸化炭素（CO）

非分散型赤外線分析計を用いる方法により測定することとされている。

カ 微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）

微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定することとされている。

(4) 大気中の炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が昭和 51 年の中央公害対策審議会答申において示されている。

同指針においては、午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素濃度を 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下とすべきであるとしている。

非メタン炭化水素の標準測定法としては、直接測定法が定められている。

2 環境基準の達成状況等

令和 4 年度の測定結果によると、①二酸化窒素については、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）では平成 18 年以降全ての測定局で環境基準を達成し、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）では近年達成率はほぼ横ばいで、高い水準で推移している。②浮遊粒子状物質については、近年達成率は一般局、自排局ともにほぼ横ばいで、高い水準で推移している。③光化学オキシダントの環境基準達成率は、依然として極めて低い水準となっている。④二酸化硫黄の環境基準達成率は、一般局、自排局で良好な状況が続いている。⑤一酸化炭素については、昭和 58 年以降全ての測定局において環境基準を達成しており、良好な状況が続いている。⑥微小粒子状物質の環境基準達成率は、令和 3 年度と比較して、一般局、自排局ともにほぼ横ばいであった。

表 1-2-1 測定項目別有効測定局及び環境基準達成率の推移

局区分	項 目		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
一般局	二酸化窒素	有効測定局数	1,278	1,278	1,253	1,243	1,243	1,233	1,216	1,208	1,193	1,174
		達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	浮遊粒子状物質	有効測定局数	1,324	1,322	1,302	1,296	1,303	1,294	1,266	1,272	1,249	1,228
		達成率	97.3%	99.7%	99.6%	100%	100%	99.8%	100%	100%	100%	100%
	光化学オキシダント	測定局数	1,152	1,161	1,144	1,143	1,150	1,155	1,136	1,155	1,148	1,143
		達成率	0.3%	0%	0%	0%	0%	0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
自排局	二酸化硫黄	有効測定局数	1,011	1,003	974	957	952	948	919	913	894	874
		達成率	99.7%	99.6%	99.9%	100%	100%	99.9%	99.8%	99.7%	99.8%	99.5%
	一酸化炭素	有効測定局数	60	59	57	57	59	56	56	55	55	53
		達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	微小粒子状物質	有効測定局数	492	672	765	785	814	818	835	844	858	855
		達成率	16.1%	37.8%	74.5%	88.7%	89.9%	93.5%	98.7%	98.3%	100%	99.9%
自排局	二酸化窒素	有効測定局数	405	403	402	395	397	391	383	374	365	359
		達成率	99.0%	99.5%	99.8%	99.7%	99.7%	99.7%	100%	100%	100%	100%
	浮遊粒子状物質	有効測定局数	393	393	393	390	387	384	372	367	362	349
		達成率	94.7%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	光化学オキシダント	測定局数	30	28	29	29	29	28	30	31	32	31
		達成率	0%	3.6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
自排局	二酸化硫黄	有効測定局数	58	55	51	51	50	49	47	45	44	41
		達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	一酸化炭素	有効測定局数	243	241	232	230	227	226	220	220	213	213
		達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	微小粒子状物質	有効測定局数	181	198	219	223	224	232	238	237	240	236
		達成率	13.3%	25.8%	58.4%	88.3%	86.2%	93.1%	98.3%	98.3%	100%	100%

※達成率は長期的評価に基づいてのみ算出している。

ただし、光化学オキシダントは短期的評価とする。

※1 有効測定局 …… 年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局（光化学オキシダント及び微小粒子状物質を除く）。

微小粒子状物質については標準測定法との等価性を有する自動測定機で測定されており、かつ有効測定日数（1 日平均値に係る欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超えない日）が 250 日以上である測定局。

※2 一般環境大気測定局 …… 一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

※3 自動車排出ガス測定局 …… 自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

表 1-2-2 測定項目別年平均値の推移

局区分	項目	単位	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
一般局	二酸化窒素	ppm	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.020	0.020	0.019	0.017	0.017	0.017	0.015	0.014	0.012	0.013
	光化学オキシダント	ppm	0.047	0.047	0.048	0.047	0.048	0.047	0.047	0.046	0.047	0.046
	二酸化硫黄	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	一酸化炭素	ppm	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
	微小粒子状物質	μg/m ³	15.3	14.7	13.1	11.9	11.6	11.2	9.8	9.5	8.3	8.8
自排局	二酸化窒素	ppm	0.020	0.019	0.019	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.022	0.021	0.020	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.013	0.014
	光化学オキシダント	ppm	0.042	0.043	0.044	0.044	0.044	0.044	0.044	0.044	0.045	0.044
	二酸化硫黄	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	一酸化炭素	ppm	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	微小粒子状物質	μg/m ³	16.0	15.5	13.9	12.6	12.5	12.0	10.4	10.0	8.8	9.2

※光化学オキシダントは、昼間の日最高 1 時間値の年平均値。

（１）二酸化窒素（NO₂）

環境基準達成率は、一般局で 100%、自排局で 100%（令和 3 年度 一般局：100%、自排局：100%）であり、一般局では平成 18 年以降全ての測定局で達成し、自排局では近年ほぼ横ばいで、高い水準で推移している。

自動車 NO_x・PM 法の対策地域における環境基準達成率は、一般局で 100%、自排局で 100%（令和 3 年度 一般局：100%、自排局：100%）であり、令和 3 年度と同水準であった。

また、年平均値については、近年、一般局、自排局ともに緩やかな低下傾向がみられる。

（２）浮遊粒子状物質（SPM）

環境基準達成率は、一般局で 100%、自排局で 100%（令和 3 年度 一般局：100%、自排局：100%）であり、一般局、自排局ともにほぼ横ばいで、高い水準で推移している。

自動車 NO_x・PM 法の対策地域における環境基準達成率は、一般局、自排局ともに 100%（令和 3 年度 一般局：100%、自排局：100%）であり、令和 3 年度と同水準であった。

また、年平均値については、近年、一般局、自排局ともに緩やかな低下傾向がみられる。

(3) 光化学オキシダント (O_x)

環境基準達成率は、一般局で 0.1%、自排局で 0% (令和 3 年度 一般局 : 0.2%、自排局 : 0%) であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。

また、昼間の日最高 1 時間値の年平均値については、近年、一般局、自排局ともにほぼ横ばいで推移している。

光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標 (8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値) を用いて、注意報発令レベルの超過割合が多い地域における域内最高値の経年変化をみると、関東地域は平成 19~21 年度頃から低下傾向にあり、令和 2~4 年度は平成 18~20 年度と比べて約 30ppb 低下した。東海地域、阪神地域、福岡・山口地域は平成 24~26 年度以降、概ね横ばいで推移していたが、平成 30~令和 2 年度以降は低下した。

(4) 二酸化硫黄 (S O₂)

環境基準達成率は、一般局で 99.5%、自排局で 100% (令和 3 年度 一般局 : 99.8%、自排局 : 100%) と良好な状況が続いている。

(5) 一酸化炭素 (C O)

環境基準達成率は、一般局、自排局とも 100% (令和 3 年度 一般局 : 100%、自排局 : 100%) であり、昭和 58 年以降全ての測定局において達成しており、良好な状況が続いている。

(6) 微小粒子状物質 (P M 2. 5)

環境基準達成率は、一般局で 99.9%、自排局で 100% (令和 3 年度 一般局 : 100%、自排局 : 100%) であり、令和 3 年度と比較して、一般局、自排局ともにほぼ横ばいであった。また、長期基準の達成率は、一般局で 100%、自排局で 100% (令和 3 年度 一般局 : 100%、自排局 : 100%)、短期基準の達成率は、一般局で 99.9%、自排局で 100% (令和 3 年度 一般局 : 100%、自排局 : 100%) であり、令和 3 年度と比較して、一般局、自排局ともにほぼ横ばいであった。有効測定局数当たりの 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (日平均値) 超過日数は平均 0.4 日であり、令和 3 年度 (平均 0.1 日) と比較して増加した。

全測定局の年平均値は、一般局で 8.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局で 9.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、平成 25 年度以降緩やかな改善傾向であるが、近年は一般局、自排局ともにほぼ横ばいで推移している。また、一般局、自排局の年平均値のヒストグラムを比較すると、自排局の濃度分布は一般局に比べて僅かに高い濃度域にあることが確認できる。各年度の濃度階級別の発生率分布をみると、一般局、自排局ともに、平成 25 年度から令和 3 年度にかけて分布が低濃度側に移行している。

PM2.5 の成分分析は、全国 167 地点で実施された。このうち、通年 (四季) で質量濃度、炭素成分及びイオン成分が測定された地点は 144 地点であり、その内訳は一般環境 109 地点、道路沿道 27 地点、バックグラウンド 8 地点であった。成分組成については、道路沿道では、元素状炭素の割合が他の地点よりやや高いほか、バックグラウンドでは、硝酸イオン、元素状炭素の割合が低く、硫酸イオンの割合がやや高くなっていた。

3 測定局設置状況の推移

我が国では、大気汚染防止法に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市において大気汚染の常時監視が行われている。

令和4年度末現在の測定局数は全国で1,782局（一般局：1,403局（国設局9局を含む。）、自排局：379局（国設局8局を含む。））である。

表1-3-1 測定項目別設置状況の推移

局 区 分	項 目		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
一 般 局	二酸化窒素	市町村数	654 (3)	663 (5)	661 (5)	656 (5)	653 (5)	653 (5)	652 (4)	650 (4)	651 (3)	646 (4)
		測定局数	1,298 (3)	1,304 (5)	1,275 (5)	1,259 (5)	1,254 (5)	1,256 (5)	1,243 (4)	1,233 (4)	1,210 (3)	1,195 (4)
	浮遊粒子状物質	市町村数	657 (3)	668 (4)	668 (4)	667 (4)	668 (4)	668 (4)	668 (3)	664 (3)	658 (2)	657 (3)
		測定局数	1,341 (3)	1,352 (4)	1,323 (4)	1,309 (4)	1,313 (4)	1,310 (4)	1,297 (3)	1,289 (3)	1,265 (2)	1,253 (3)
	光化学オキシダント	市町村数	647 (1)	655 (3)	656 (4)	658 (4)	659 (4)	663 (4)	646 (3)	670 (3)	670 (2)	669 (3)
		測定局数	1,152 (1)	1,161 (3)	1,144 (4)	1,143 (4)	1,150 (4)	1,155 (4)	1,136 (3)	1,155 (3)	1,148 (2)	1,143 (3)
	二酸化硫黄	市町村数	495 (3)	501 (4)	502 (4)	496 (4)	488 (4)	489 (4)	488 (3)	488 (3)	480 (2)	479 (3)
		測定局数	1,024 (3)	1,022 (4)	1,000 (4)	967 (4)	961 (4)	958 (4)	938 (3)	930 (3)	902 (2)	892 (3)
	一酸化炭素	市町村数	59 (0)	58 (0)	56 (0)	58 (0)	57 (0)	58 (0)	54 (0)	54 (0)	55 (0)	54 (0)
		測定局数	62 (0)	61 (0)	58 (0)	59 (0)	59 (0)	60 (0)	56 (0)	56 (0)	57 (0)	56 (0)
	非メタン炭化水素	市町村数	238 (0)	237 (0)	236 (0)	238 (0)	239 (0)	241 (0)	246 (0)	250 (0)	250 (0)	253 (0)
		測定局数	332 (0)	334 (0)	329 (0)	331 (0)	329 (0)	332 (0)	337 (0)	342 (0)	346 (0)	348 (0)
	微小粒子状物質	市町村数	449 (1)	526 (3)	544 (3)	563 (3)	571 (3)	582 (3)	585 (2)	590 (2)	589 (2)	591 (2)
		測定局数	646 (1)	761 (3)	788 (3)	816 (3)	827 (3)	844 (3)	860 (2)	873 (2)	877 (2)	878 (2)
	測定局数	市町村数	708 (3)	724 (5)	728 (5)	729 (5)	729 (5)	730 (5)	729 (4)	726 (4)	724 (3)	722 (4)
		測定局数	1,478 (3)	1,494 (5)	1,471 (5)	1,463 (5)	1,464 (5)	1,459 (5)	1,446 (4)	1,434 (4)	1,413 (3)	1,403 (4)
自 排 局	二酸化窒素	市町村数	255 (2)	253 (2)	252 (2)	249 (2)	249 (2)	249 (2)	245 (2)	240 (2)	233 (2)	232 (2)
		測定局数	410 (2)	407 (2)	404 (2)	400 (2)	398 (2)	398 (2)	390 (2)	381 (2)	372 (2)	369 (2)
	浮遊粒子状物質	市町村数	253 (2)	251 (2)	251 (2)	249 (2)	249 (2)	247 (2)	241 (2)	235 (2)	229 (2)	227 (2)
		測定局数	398 (2)	397 (2)	395 (2)	392 (2)	390 (2)	388 (2)	380 (2)	373 (2)	364 (2)	357 (2)
	光化学オキシダント	市町村数	23 (1)	21 (1)	22 (1)	22 (1)	22 (1)	22 (1)	24 (1)	25 (1)	26 (1)	25 (1)
		測定局数	30 (1)	28 (1)	29 (1)	29 (1)	29 (1)	28 (1)	30 (1)	31 (1)	32 (1)	31 (1)
	二酸化硫黄	市町村数	52 (1)	51 (1)	49 (1)	47 (1)	45 (1)	44 (1)	43 (1)	42 (1)	41 (1)	40 (1)
		測定局数	58 (1)	56 (1)	54 (1)	52 (1)	50 (1)	50 (1)	47 (1)	46 (1)	44 (1)	43 (1)
	一酸化炭素	市町村数	179 (1)	178 (2)	178 (2)	176 (2)	174 (2)	176 (2)	172 (2)	170 (2)	169 (2)	168 (1)
		測定局数	245 (1)	241 (2)	237 (2)	232 (2)	230 (2)	233 (2)	223 (2)	223 (2)	219 (2)	217 (1)
	非メタン炭化水素	市町村数	117 (1)	115 (1)	115 (1)	113 (1)	112 (1)	113 (1)	110 (1)	107 (1)	104 (1)	103 (1)
		測定局数	157 (1)	154 (1)	153 (1)	150 (1)	147 (1)	149 (1)	142 (1)	140 (1)	136 (1)	134 (1)
	微小粒子状物質	市町村数	140 (1)	151 (1)	157 (1)	158 (1)	166 (1)	169 (1)	167 (1)	168 (1)	168 (1)	167 (1)
		測定局数	198 (1)	220 (1)	227 (1)	229 (1)	233 (1)	239 (1)	240 (1)	243 (1)	241 (1)	238 (1)
	測定局数	市町村数	257 (2)	255 (3)	256 (3)	254 (3)	253 (3)	252 (3)	248 (3)	242 (3)	235 (3)	235 (2)
		測定局数	417 (2)	416 (3)	415 (3)	411 (3)	409 (3)	407 (3)	400 (3)	393 (3)	383 (3)	379 (2)

※（ ）内は、環境基準適用除外局の市町村数と局数である（外数）。